

静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市公共事業 評価委員会	1 国からの補助金又は交付金の交付の対象となる市の公共事業について評価すること。 2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の地域再生計画に基づく事業について評価すること。	6人 以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
------------------	--	----------	-----------	----	--------------

を

」

「

静岡市公共事業 評価委員会	1 国からの補助金又は交付金の交付の対象となる市の公共事業について評価すること。 2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条	6人 以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
------------------	---	----------	-----------	----	--------------

	第1項の地域再生計画に基づく事業について評価すること。				
静岡市道の駅整備検討委員会	道の駅の整備に関する計画等について調査審議すること。	10人以内	1 道路及び地域振興に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 市民	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者

に

改める。

別表第2中

「

指定管理者の評価に係る委員会	指定管理者の業務及び運営について評価すること。	それぞれ の委員会 ごとに5 人以 内	次に掲げる者のうちから執行機関等が必要があると認めるもの 1 施設の業務に関し優れた識見を有する者 2 市民 3 市職員	委嘱の日から当該評価が終了する日まで	市職員
----------------	-------------------------	---------------------------------	---	--------------------	-----

を

」

「

指定管理者の評価に係る委員会	指定管理者の業務及び運営について評価すること。	それぞれ の委員会ごと に5 人以内	次に掲げる者のうちから執行機関等が必要があると認めるもの 1 施設の業務に関し優れた識見を有する者 2 市民 3 市職員	委嘱の日から当該評価が終了する日まで	市職員
静岡市立こども園の移管先の選考に係る委員会	市立のこども園の運営を移管する法人の選考について審査すること。	それぞれ の委員会ごと に7 人以内	次に掲げる者のうちから市長が必要があると認めるもの 1 こども園の運営に関し優れた識見を有する者 2 運営を移管する市立のこども園の園児の保護者 3 町内会及び自治会を代表する者	委嘱の日から当該審査が終了する日まで	委員の互選により定める者

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。